牧之原市役所　▶榛原庁舎☎23 0001 ▶相良庁舎☎53 2600　ホームページ　http://www.city.makinohara.shizuoka.jp
総合福祉センターさざんか☎23 0071　榛原文化センター（福祉事務所）☎23 0070　相良総合センターい～ら☎52 5544

議会

市議会2月定例会報告

問い合わせ　総務課　瀧井　☎（23）0050

2月26日から3月20日までの会期で市議会2月定例会が行われましたので、その主な内容をお知らせします。

一般会計補正予算（第6号）

平成25年度第6回目の補正で、7億4907万9千円を増額し、補正後の総額を183億6684万9千円としました。

今回の補正予算では、不用額による財政調整基金への積立てや、津波避難タワー2基分の建設工事などの予算措置を行いました。

平成26年度一般会計予算

26年度の一般会計の歳入歳出予算は188億8000万円で、25年度当初予算と比較すると、20億円の増額となりました。

津波防災対策公園、避難路などの津波避難施設の整備や、大手企業周辺の交通緩和対策としての市道の新設のほか、市内での事業継続を図る企業への補助、高齢者福祉施設の整備、子ども医療費助成や荒茶加工機整備への補助などの予算措置を行いました。

牧之原市政への市民参加に関する条例の制定

この条例は、まちづくりの主役である市民が市政に参加する機会を保障し、市民と市との協働によるまちづくりを進めることを目的としています。

牧之原市と静岡市との間の消防指令業務の委託について

静岡地域消防救急業務の広域化に伴い、消防総合情報システムの整備および消防指令業務を静岡市に委託するため、静岡市と協議の上で消防指令業務の委託に関する規約を定めるものです。

この他、特別会計と水道事業会計に関する平成25年度補正予算及び平成26年度予算、市防災行政無線施設電気通信工事請負契約の一部変更、市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正、市子ども・子育て会議条例の制定、市水道事業給水条例の一部改正、消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う関係条例の整理に関する条例の制定などについて議決されました。

助成

県と市がサポート

特定不妊治療に要した費用の一部を助成します

問い合わせ　健康推進課　池田　☎（23）0027

県と市では、指定の医療機関において、特定不妊治療（体外受精および顕微授精）を受けている夫婦に対し、治療費の一部を助成しています。

詳細はお問い合わせください。

県と市の特定不妊治療に係る補助内容

	静岡県	牧之原市
助成金額	最大15万円（採卵を伴わない凍結胚移植などについては、7.5万円）	最大10万円 （治療費－県の補助金）×2分の1（＊1）
対象範囲	平成26年度に初めて助成を受ける方の場合 ・治療開始時の年齢が40歳以上の方は、平成26・27年度は1年目3回まで、2年目2回まで（＊2） ・40歳未満の方は43歳になるまでに通算6回まで。通算助成期間、年間助成回数には制限がありません	・1年度あたり2回まで ・通算助成期間は5年間
対象者	・県内に住所を有する夫婦 ・夫婦の前年度所得が730万円未満	・市内に1年以上住所を有する夫婦 ・夫婦の前年度所得が730万円未満
申請時期	治療終了日の属する年度内 （1～3月は終了後90日以内）	治療終了日から1年以内 （県の補助金交付決定後）
申請書類	①補助金交付申請書（県） ②受診等証明書 ③請求書 ④夫婦の住民票、戸籍謄本、所得証明書（最新のもの） ⑤領収書の原本・印鑑	①補助金交付申請書（市） ②受診等証明書（県の写しでも可） ③夫婦の戸籍謄本、所得証明書（市で確認できる場合は不要） ④領収書の原本・印鑑・預金通帳 ⑤県の補助金交付決定通知書の写し
申請先	県中部健康福祉センター榛原分庁舎（榛原庁舎西側） ☎22 1151	健康推進課　☎23 0027
相談窓口	県不妊・不育専門相談センター　☎055（991）2006 「不妊・不育専門電話相談」毎週火・金曜日　午前10時～午後3時	

（＊1）治療費の全額が県から助成された場合、市からの助成はありません。
（＊2）平成28年4月1日からは、43歳になるまでに通算3回までとなりますのでご注意ください。

対話

地域やまちづくりを一緒に

「みんなでつくろう　市民トーク」を開催します

問い合わせ　秘書広報課　西川　☎（23）0052

市の現状や取り組み、課題などをお伝えし、市民の皆さんと共有するために、「みんなでつくろう市民トーク」を開催します。

市民トークでは、市長をはじめ、市職員が各地区を訪問し、主な事業や地震・津波対策、地域の課題などについて説明し、参加者と意見交換や質疑応答を行います。

自分の住む地域やまちづくりについて、一緒に考える機会ですので、ぜひ参加してください。

日程

時間　午後7時30分～午後9時
＊対象地区（区）以外の人も参加できます。

期日	対象地区（区）	会場
6月24日㈫	片浜（片浜）	片浜コミュニティ防災センター
26日㈭	細江（細江）	細江コミュニティセンター
7月1日㈫	地頭方（地頭方・落居・豊岡・新庄・遠渡）	トーク地頭方
4日㈮	勝間田（勝間田）	勝間田会館
8日㈫	相良（相良・福岡・波津・須々木・大沢・大江）	史料館
11日㈮	坂部（坂部）	坂部区民センター
15日㈫	川崎（静波・川崎）	榛原文化センター
18日㈮	菅山（菅山）	菅山農業就業改善センター
28日㈪	牧之原（牧之原＜相良地域・榛原地域＞）	牧之原コミュニティセンター
29日㈫	萩間（中里・白井・神寄・西萩間・東萩間）	萩間公民館

＊地区自治推進協議会（小学校区）ごとに開催します。

税金

年金所得のある65歳以上の皆さんへ

公的年金からの住民税の引き落とし制度について

問い合わせ　税務課　本杉　☎（23）0035

対象は65歳以上の皆さん

65歳になると、公的年金から住民税の引き落としが始まります。

年金所得分の住民税は、年金から引き落としをさせていただきますが、年金所得以外に給与や事業所得がある方は、その分については今までどおり給与からの引き落としや口座振替、納付書により納めていただきます。新たな税負担が生じるものではなく、1年間の税額に変わりはありません。

26年4月1日現在65歳の方

今年の10月に振り込まれる年金分から、年金所得分の住民税の引き落としが始まります。

26年4月1日現在66歳以上の方

前年に引き続き、4月に支給された年金分から年金所得分の住民税の引き落としが行われます。

引き落としの対象とならない場合

次の方は、公的年金からの住民税の引き落としを行いません。

▼4月1日現在で65歳になっていない方
▼年金収入はあるものの年金所得が発生しない方（公的年金などの収入金額が120万円以下の方）
▼介護保険料が年金から引き落としされていない方

引き落としが中止になる方

次の方は、引き落としが中止されます。

▼公的年金所得に修正があった方
▼市から転出された方
▼亡くなられた方
▼介護保険料の引き落としが中止となった方

■年金からの引き落としの例
（26年4月1日現在、65歳の方の年税額が6万円の場合）

納期	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
割合	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6
支払方法	口座振替または納付書		年金から引き落とし		

6月と8月は、年税額の1／4ずつをこれまでどおり口座振替または納付書で納めていただきます。
10月・12月・2月は、年税額の1／6ずつを引き落とします。